

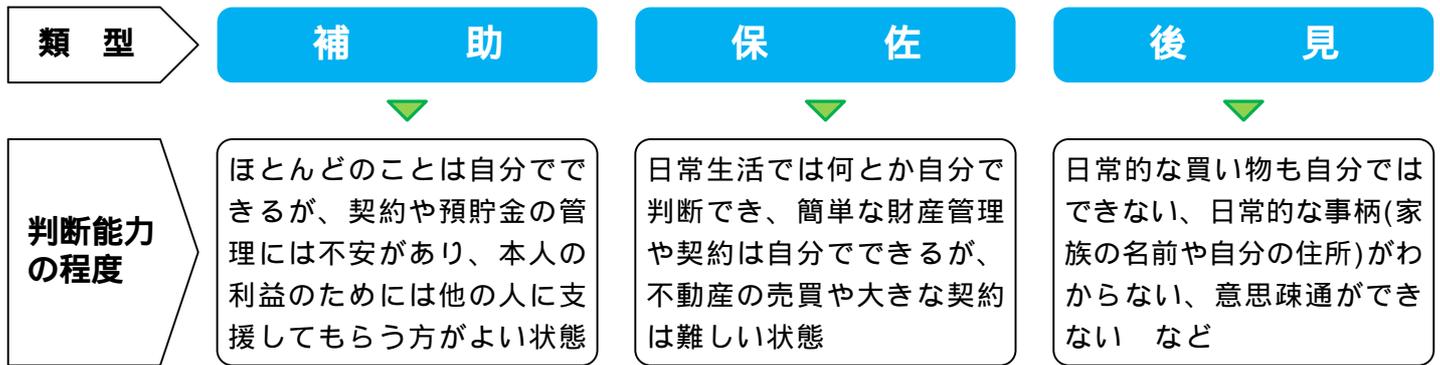
成年後見制度（法定後見）【その1】

成年後見制度とは

判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、本人を支援する人（成年後見人等）を選任し、その人に法的権限を与えて本人に代わって法律行為ができるようにする制度です。

法定後見の内容

家庭裁判所が本人の判断能力に応じて「補助人」「保佐人」「成年後見人」を選任します。
なお、成年後見人等は、親族の他、弁護士、司法書士、社会福祉士、法人などからも選任されます。



法定後見でできること

補助・保佐の場合は、付与された代理権・同意権の範囲内の行為に限ります。

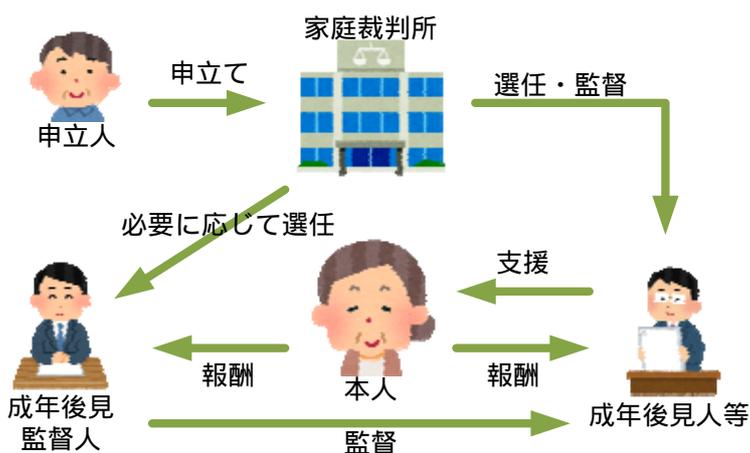
生活に関する支援 身上監護

不動産など、本人の住居確保に関する契約や費用の支払い
通院時の治療や処方箋などの説明を受ける時の同席
(ただし、治療行為や検査に関することの代理や同意はできません)
介護サービスや施設に入所するときの契約、入所後の異議申立てなど
年金や社会保険の手続き

金銭に関する支援 財産管理

預貯金や実印・銀行印の管理、金融機関との取引
印鑑を扱うような契約行為
不動産や権利書などの財産管理・保管・処分
公共料金や税金などの日常生活の中での各種支払い

法定後見のしくみ



成年後見人等には、それぞれの類型に応じて、身上監護や財産管理について、以下の権限が与えられます。

代理権・・・本人に代わって法律行為を行う権限

同意権・取消権・・・成年後見人等の同意なしで行った本人の法律行為を取り消す権限

成年後見制度（法定後見）【その2】

利用するには

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。申立ては、本人の他に配偶者や四親等内の親族ができます。本人に判断能力がなく、四親等内の親族もない場合は、市長による申立てができる場合があります。

申立てを受けると、必要に応じて家庭裁判所の調査官が調査をしたり、医師による鑑定を行ったりする場合があります。提出された書類や調査、鑑定結果などを踏まえて、成年後見人等（補助人、保佐人、成年後見人）が選任されると、法定後見が開始されます。

報酬について

成年後見人等の報酬は、本人の財産や支援の内容に応じて、成年後見人等の申立てにより、家庭裁判所が支給の有無や金額を決定します。また、報酬は原則として本人の財産の中から支払われます。

申立てに必要な書類と金額

申立てをする家庭裁判所により必要書類が異なる場合があります。

申立書	必要事項を記載したもの 家庭裁判所で配布しています。	
添付書類	申立人の	戸籍謄本、住民票 申立人が本人と同じ戸籍、または同じ住民票に入っていれば不要
	本人の	戸籍謄本、住民票 成年後見に関する「登記事項証明書」または「登記されていないことの証明書」 医師の診断書 資産・収入などを証する資料（不動産登記簿謄本、預貯金通帳の写しなど）
	成年後見等候補者の	戸籍謄本、住民票
鑑定費用	保佐・後見類型の場合は、医師による鑑定が必要となる場合があります。 鑑定費用は5～10万円程度になります。	
申立てに必要な経費	収入印紙	800円分（代理権・同意権付与の申立ては各800円分追加する）
	収入印紙	2,600円分（収入印紙の800円とは合算せず、別に用意する）
	郵便切手	4,000円分（500円4枚、82円15枚、50円5枚、20円15枚、10円15枚、5円10枚、2円10枚） 保佐・補助開始では500円2枚を追加する

平成28年4月1日現在

「福祉後見サポートセンターかみす」の法人後見受任事業

成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）は一般的に親族や専門職後見人等（弁護士・司法書士・社会福祉士など）から選ばれますが、親族や専門職後見人等に適切な支援が得られない場合、「福祉後見サポートセンターかみす」を運営している社会福祉法人神栖市社会福祉協議会が、法人として成年後見人等をお受けします（家庭裁判所から「成年後見人等」に選任された場合）。

市内に居住地がある人で、特に日常生活上の身上監護（生活に関する支援）が必要な方や判断能力が不十分な方の権利を擁護するとともに、生活・医療・介護等の契約や手続き、日常的な金銭管理に関する事務を行い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように支援します。ただし、法人として後見事務を受任する可否を、「受任審査会」において審査します。